

# 三村友の会会員規約

## 第1条＜会の目的（趣旨）＞

本会は、「三村友の会」の趣旨に賛同し入会した会員等のご葬儀における経済的・精神的負担を軽減することを目的とし、葬儀費用の軽減・式場の設営・寺院等の紹介・その他各種サービスを提供することにより利便を図り、会員の家族の絆を維持し、より豊かで安心の出来る生活を扶助することを目的とします。

## 第2条＜名称＞

本会は、その名称を「三村友の会」とします。

## 第3条＜入会の手続き＞

1. 入会の申込は、当社所定の方法で必要事項を届出の上、当社で定められた入会金を入金していただきます。
2. 窓口は、所定の入会申込書に基づき入会手続きを行い、本会員であることを証明する「正会員証」を交付します。

## 第4条＜資格の始期・終期＞

入会申込書の提出と下記の入会金の払込みをもって資格の取得とします。

1. 入会金は、会員に応じた入会金とし、入会時に現金、銀行振込あるいは当社所定の電子決済にてお支払いをお願いいたします。銀行振込の場合、振込手数料はお客様負担となります。
2. 入会金は、10,000円(税込)とします。
3. 入会金は、理由の如何を問わず返還されません。
4. 「三村友の会」は、「生前入会」が条件となるため、特典を受けるためには、特典対象者（入会者と異なる場合もあります）が死亡する前に入会手続きを完了している必要があります。
5. 加入申込書に記載されている方のいずれかの葬儀で特典を使用した場合、その会員資格は消滅いたします。新たに加えられるか、新規加入時に複数加入されることをお勧めします。

## 第5条<特典提供の諸条件>

1. 特典を受ける際の諸条件は、別に定める「三村友の会」の特典によるもの  
とします。
2. 当サービスは、会員及び会員の2親等まで利用できます。
3. その他のサービスとの併用については、適用されない場合もございます。

## 第6条<変更事項の届け出>

1. 会員は、入会申込書に記載した事項（住所等）に変更が生じた時には、速  
やかに窓口に変更事項を届け出るものとします。
2. 会員が通知しなかった時には、三村葬祭が把握している最後の住所地に通  
知したことにより到達したものとします。

## 第7条<会員証の再発行>

会員証を紛失または破損のため再発行を希望される場合は入会者からの届出に  
より再発行いたします。その場合再発行手数料として500円(税抜)を負担して  
頂きます。

## 第8条<入会申込の撤回「クーリングオフ」>

入会者は本書を受領した日を含む8日間は、「お問い合わせ・相談窓口」宛書面に  
て通知することによりこの入会申込みの撤回を行うことができ、その効力は書面  
(ハガキ、封筒)を発送した時点から生じます。この場合入会者が既に支払われてい  
る入会金は全額返金いたします。また、入会時にお渡しした特典品(三村商品券)に  
つきましてはご返却頂きます。なおクーリングオフの通知にかかるハガキ等の費用  
に関しましてはご負担いただきます。

## 第9条<中途解約>

会員入会者は、会員契約を解約することができます。但し、入会後の返金は理由の  
如何を問わず認められません。

## 第10条<反社会的勢力の排除>

当社は、会員が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年  
を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標 ぼう  
うゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当す

ることが判明した場合には、何らの催告をせず、会員契約を解除することができるものとします。会員契約が解除された場合においても、入会金は返還されません。

#### **第 11 条<規約改定>**

1. 当社は、合理的な理由が生じた場合には、適時に本規約を改定致します。
2. 改定があった場合は遅滞なく当社のホームページ上に開示致します。
3. 本条第 1 項および第 2 項に関わらず、本会員の重要な権利義務に関わる改定を当社からの連絡なく行うことはありません。このような場合には、当社ホームページにてお知らせするとともに、当該ご通知後、会員が当サービスを利用した場合または 2 週間以内に（変更等の効力発生日がその後である場合はその効力を発生日までとし、また通知日から 2 週間経過日より後の日を期限と定めた場合はその日までとします）登録抹消の手続をとらなかった場合には、会員は本規約の変更等に同意したものとします

#### **第 12 条<協議解決>**

本規約に定めのない事項および疑義が生じた時は、三村葬祭にて誠実に協議解決するものとします。

#### **<お問い合わせ・相談窓口>**

この規約についてのお問い合わせは、下記の三村葬祭までお願い致します。

〒731-5142 広島市佐伯区坪井 1 丁目 33-16

連絡先： 082-922-5521

受付時間 8：30～17：00

## 個人情報の取り扱いについて

---

### 1. 個人情報の利用目的

1. ご本人より書面及びホームページ、電子メール等（以下「書面等」）からご記載いただいた個人情報を直接取得する場合
  - 葬祭事業、会員募集・管理業務及び当社事業の遂行のため
  - 当社の提供するサービス、商品の販売、関連するアフターサービス等のため
  - お客様からの各種お問合せの対応のため
  - お客様へのサービス提供のため
  - 最適なサービスをお客様に提供するためのアンケート協力依頼のため
  - 当社の提供する新商品・サービス・イベント等のご案内のためのDM 発送、電話、訪問による案内のため
2. 関連会社等から個人情報を委託される場合
  - 法令上遵守すべき社会保険（健康保険、厚生年金）、労働保険（労働者災害補償保険、雇用保険）、税務等の各種手続、労働安全管理、人事労務管理、福利厚生管理、業務管理、セキュリティ管理等、当社が業務遂行していく上で必要な手続のため
3. 特定の機微な個人情報を取得する場合
  - 宗教、宗旨、宗派、本籍地等の特定の機微な個人情報は、葬祭の式典に関するお客様へのサービス提供のため
4. なお、お客様から直接書面等により個人情報をお預かりする場合は、その都度利用目的を明示します。

### 2. 個人情報の第三者提供

当社は、取得した個人情報を第三者に提供する場合は、次に掲げる事項をあらかじめ書面等によってご本人に明示し、ご本人の同意を得ます。

1. 第三者に提供する目的

2. 提供する個人情報の項目
3. 提供の手段又は目的
4. 当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
5. 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨

### 3. 個人情報の開示等の請求

お客様は、当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して、当社に申し出ることができます。その際、当社はおお客様がご本人様であることを確認させていただいた上で、合理的な期間内に対応させていただきます。

### 4. 個人情報を提供されることの任意性について

お客様が当社に個人情報を提供されるかどうかは、お客様の任意によるものです。ただし、「1. 個人情報の利用目的」に記載の各業務及びサービスを遂行するために必要な項目をいただけない場合、各業務及びサービスが適切に提供できない場合があります。